

再生下層路盤材に関する特記仕様書

再生下層路盤材については、平成 22 年 3 月 31 日付け建工第 127 号により、土木工事共通仕様書（平成 19 年 10 月・静岡県建設部監修）に再生下層路盤材の仕様等が追加されたことに伴い、それまで使用していた再生下層路盤材特記仕様書については廃止されたところであるが、当面土木工事共通仕様書の本編の改定版が発行されないことから、その旨遺漏のないよう充分留意すること。

なお、土木工事共通仕様書に追加された再生下層路盤材の仕様等については、従来の再生下層路盤材特記仕様書の内容と同様のため、参考までに以下に添付する。

（参考）

再生下層路盤材特記仕様書（平成 22 年 4 月 1 日廃止）

第 1 章 総 則

第 1 条 目的及び適用

- 1 建設発生材（セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材）の適正処理、資源の有効利用を図ることを目的とする。
- 2 本特記仕様書は、静岡県建設部が発注するプラント再生舗装工法（再生下層路盤材）に適用する。
- 3 本特記仕様書に記載されていない事項は、設計図書及び土木工事共通仕様書（平成 19 年 10 月・静岡県建設部監修）によるものとする。

第 2 章 材 料

第 2 条 材料仕様

- 1 セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材から製造したセメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材および路盤再生骨材を単独または相互に組合せ、これに必要な応じて補足材料（砕石、クラッシャーラン、砂等）を加えて所要の品質が得られるよう調整した材料でなければならない。
なお、セメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材および路盤再生骨材の混入率については、使用承諾を受けた混入率を超えてはならない。
- 2 アスファルトコンクリートの再生骨材が 70% を越えてはならない。
- 3 再生下層路盤材は、均等質、清浄、強硬で、耐久性があり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。
- 4 再生下層路盤材の材質は表-2・1 でなければならない。

表-2・1 再生下層路盤材の材質

項 目	規 格 値
すりへり減量 %	40 以下

試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（H19.6）」を参照すること。

5 再生下層路盤材の品質は表-2・2のとおりとする。

表-2・2 再生下層路盤材の品質

項 目	規 格 値
修正CBR (%)	40以上
PI (425 μ mふるい通過分)	6以下

6 再生下層路盤材の粒度は表-2・3のとおりとする。

表-2・3 再生下層路盤材の粒度

ふるい目の開き	規 格 値	
ふるいを通るものの質量 百分率 (%)	53.0mm	100
	37.5mm	95~100
	19.0mm	50~80
	4.75mm	15~40
	2.36mm	5~25
	0.425mm	0~21
	0.075mm	0~10

第3章 再生下層路盤材の製造

第3条 混合所

再生下層路盤材混合所は、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定を満足するもので、かつ周辺環境に対する保全対策を施したものである。

第4条 発生材の貯蔵

発生材を貯蔵する場合は、路盤発生材およびセメントコンクリート発生材と、アスファルトコンクリート発生材は別々に貯蔵するとともに、発生材が飛散、流出しないような設備を備えることが望ましい。

第5条 発生材の破碎

破碎装置には大割を行う一次破碎装置と、さらにこれを所定の大きさ以下に小割する二次破碎装置の設置が望ましい。

第6条 ふるい分け

破碎された材料は、振動ふるい等によって所定の大きさ以下にふるい分なければならない。

第7条 再生骨材の貯蔵

- 1 ふるい分けられた再生骨材はごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。
- 2 路盤発生材、セメントコンクリート発生材から製造した再生骨材、アスファルトコンクリート発生材から製造した再生骨材は、別々に貯蔵するのが望ましいので、これらの骨材が混じり合わないよう十分に注意しなければならない。
- 3 降雨等による雨水対策を施し、再生骨材の含水比の変動に細心の注意を払わなければならない。

第8条 計量と混合

路盤発生材、再生骨材、補足材料および含水比調整のため水等を用いて再生下層路盤材を製造する場合は、それぞれを計量する装置とこれらの材料を十分混合する装置が必要である。

第9条 プラントにおける品質管理項目と頻度

- 1 プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表-9・1による。

表-9・1

試験項目	頻度
粒度・含水比	1回／出荷日ごと
すり減り試験	1回／出荷量1,000m ³ ごと
修正CBR（突固め試験を含む）	1回／出荷量1,000m ³ ごと
液性・塑性限界試験（PI）	1回／出荷量1,000m ³ ごと

（注）ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m³に満たない場合は、すりへり減量試験、修正CBR（突き固め試験を含む）、液性・塑性限界試験については、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。

2 出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。

第4章 施工

第10条 施工

敷均しは、モーターグレーダー等で行い、一層の仕上がり厚は20cm以下で施工しなければならない。

転圧はマカダムローラ（両輪駆動10～12t）、あるいはタイヤローラ（8～20t）、またはこれらと同等の効果のある振動ローラで、所定の密度が得られるまで十分に行わなければならない。

第5章 出来形、品質及び検査

第11条 出来形管理基準

出来形の管理は土木工事施工管理基準（平成19年10月・静岡県建設部監修）に定められた、出来形管理基準及び規格値による。

第12条 品質管理基準

従来の舗装にまして十分な品質管理を行い、常に注意と観察を怠らず、また、必要に応じて試験や測定を行って、その品質を常に確かめておかななければならない。

品質の管理は土木工事施工管理基準（平成19年10月・静岡県建設部監修）に定められた、品質管理基準及び規格値による。

第6章 その他

第13条 材料の使用承諾

土木事務所は、毎年度、管内の再生下層路盤材販売業者から使用承諾の申請があった場合に立会いのうえ、必要な試験を実施してその試験に合格した材料以外は使用してはならない。

建設部の他の出先機関についても、その試験に合格した材料以外は使用してはならない。使用承諾の有効期間は1年間とし通年とする。

（平成22年4月1日廃止）